

## 平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成22年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,165千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 175,932
	1 財 産 運 用 収 入	283
	2 財 産 売 払 収 入	175,649
2 繰 入 金		60,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,003
	2 基 金 繰 入 金	6,519
3 繰 越 金		27,711
	1 繰 越 金	27,711
歳 入 合 計		264,165

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 264,165
	1 高 等 学 校 費	264,165
歳 出 合 計		264,165

平成 2 2 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 2 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,461,484 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		603,292
	1 使 用 料	603,292
2 国庫支出金		1,300
	1 国庫補助金	1,300
3 繰入金		1,399,999
	1 一般会計繰入金	1,399,999
4 繰越金		90,893
	1 繰越金	90,893
5 諸収入		10,000
	1 雑 入	10,000
6 県 債		1,356,000
	1 県 債	1,356,000
歳 入 合 計		3,461,484

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 515,689
	1 港 湾 費	515,689
2 公 債 費		2,945,795
	1 公 債 費	2,945,795
歳 出 合 計		3,461,484

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1,356,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内</p> <p>(但し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

## 平成22年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成22年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645,220千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		4,528
	1 財 産 運 用 収 入	4,528
2 繰 入 金		46,600
	1 基 金 繰 入 金	46,600
3 繰 越 金		444,092
	1 繰 越 金	444,092
4 諸 収 入		150,000
	1 雑 収 入	150,000
歳 入 合 計		645,220

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 171,261
	1 港 湾 費	171,261
2 公 債 費		473,959
	1 公 債 費	473,959
歳 出 合 計		645,220

平成 2 2 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 2 2 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 352,874千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 317,265
	1 財 産 売 払 収 入	317,265
2 繰 越 金		35,609
	1 繰 越 金	35,609
歳 入 合 計		352,874

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 317,265
	1 公 債 費	317,265
2 諸 支 出 金		35,609
	1 繰 出 金	35,609
歳 出 合 計		352,874

## 平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成22年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,507,146千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		792,669
	1 国庫補助金	792,669
2 財産収入		706
	1 財産運用収入	706
3 繰入金		215,988
	1 一般会計繰入金	215,988
4 繰越金		201,245
	1 繰越金	201,245
5 諸収入		296,538
	1 貸付金元利収入	296,538
歳 入 合 計		1,507,146

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		1,507,146
	1 育 英 資 金	1,507,146
歳 出 合 計		1,507,146

## 平成22年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成22年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,818,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰入金		4,691
	1 一般会計繰入金	4,691
2 繰越金		128,987
	1 繰越金	128,987
3 諸収入		1,184,385
	1 貸付金元利収入	1,184,385
4 県債		500,250
	1 県債	500,250
歳入合計		1,818,313

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 1,315,191
	1 林 業 改 善 資 金	1,315,191
2 公 債 費		501,686
	1 公 債 費	501,686
3 諸 支 出 金		1,436
	1 繰 出 金	1,436
歳 出 合 計		1,818,313

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	500,250	林 業 信 用 基 金 貸 付 金 の 借 り 入 れ	年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 5年以内 元金一括償還及 び利息半年賦償還

平成 2 2 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 2 2 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,843千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,601
	1 一般会計繰入金	2,601
2 繰 越 金		29,077
	1 繰 越 金	29,077
3 諸 収 入		125,165
	1 貸付金元利収入	125,165
歳 入 合 計		156,843
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,843
	1 沿岸漁業改善資金	156,843
歳 出 合 計		156,843

平成 2 2 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 2 2 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,348千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 50,000
	1 繰 越 金	50,000
2 諸 収 入		200,348
	1 貸付金元利収入	200,348
歳 入 合 計		250,348

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 200,348
	1 市町村振興資金	200,348
2 諸 支 出 金		50,000
	1 繰 出 金	50,000
歳 出 合 計		250,348

平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,732,095
	1 負担金	1,732,095
2 国庫支出金		764,000
	1 国庫補助金	764,000
3 繰入金		349,942
	1 一般会計繰入金	349,942
4 繰越金		133,088
	1 繰越金	133,088
5 諸収入		12,000
	1 雑入	12,000
6 県債		422,000
	1 県債	422,000
	歳入合計	3,413,125

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,741,997
	1 流 域 下 水 道 費	2,741,997
2 公 債 費		665,128
	1 公 債 費	665,128
3 諸 支 出 金		6,000
	1 繰 出 金	6,000
歳 出 合 計		3,413,125

第 2 表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設) 熊 本 市	平成23年度 ～平成24年度	千円 1,398,000	
	年次別内訳		
	平成23年度	606,000	
	平成24年度	792,000	
2 熊本北部流域下水道建設事業 (主ポンプ設備等) 熊 本 市	平成23年度	453,000	

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
熊本北部流域 下水道事業費	187,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	145,000			
八代北部流域 下水道事業費	90,000			
計	422,000			

平成22年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成22年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,045,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		<b>69,008</b>
	1 財 産 運 用 収 入	19,243
	2 財 産 売 払 収 入	49,765
2 繰 越 金		<b>25,146</b>
	1 繰 越 金	25,146
3 県 債		<b>951,000</b>
	1 県 債	951,000
歳 入 合 計		<b>1,045,154</b>

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円
		<b>988,268</b>
	1 工 鉦 業 費	988,268
2 公 債 費		<b>44,692</b>
	1 公 債 費	44,692
3 諸 支 出 金		<b>12,194</b>
	1 繰 出 金	12,194
歳 出 合 計		<b>1,045,154</b>

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>用地造成事業費</p>	<p>千円  951,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。  発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>